

○郵便條例

百九十四

又は配達賃の納附を拒む可らず

第一百廿條 貨幣封入郵便物より事故を生じ損失を受る者あるも驛遞局は之を償ふ責に任せず

第一百廿一條 郵便局主務者の疎虞懈怠より貨幣封入郵便物を失ひたるときは主務者として其貨幣を償はしむべし
強盜難其他災變に罹り看守者保護し能はざる實証あるもの外約定人をして其貨幣を償としむべし

第十一章 郵便沒書

第一百廿三條 郵便沒書へ配達し能はず又還附し能ばざる郵便物を驛遞局に没入する者とす

第一百廿四條 驛遞總監へ沒書を開封玄其文書より更に其配達又へ還付を試みしめ尙ほ配達又へ還付し能はざるものには新聞紙を以て之を公告すべし

第一百廿五條 没書へ公告の日より一ヶ年間驛遞局が保存すべし○沒書中貨幣或へ諸証書又へ有價の物品あるときは驛遞局の帳簿に登記し三ヶ年間其沒書を保存すへし但保存し難き物品へ之を賣却し其代金を領置すべし

第一百廿六條 没書を一ヶ年内より請求する者なきとき及沒書中の貨幣、諸証書、有價の物品、又へ其賣却代金を三ヶ年

○郵便條例

百九十五

○郵便條例

百九十六

内に請求する者なきときは之を没入すべし

第百廿七條 没書中の貨幣諸証書有價の物品又は其賣却代金を三ヶ年内に請求する者あるときは之を還付一諸証書は手數料を徴収せずと雖貨幣或ひ有價の物品の其價額十分一を手數料として徴収すへし但其額は五圓より超過するを得ず

第百廿八條 没書を受取方を請求するものにて其受取人又は差出人たるを書面或は口頭を以て証すへし但驛遞局又於て証人を要するときは之を拒むからず

第十二章 郵便爲替

第百卅一條 爲替証書一枚の金額は三十圓以下とし端數は厘位を限りとす

第百卅二條 同一の差出人より同一の受取人又宛て同一の郵便局より拂渡すべき爲替の振出を一日金額三十圓より超過すへからず

第百卅四條 爲替差出人の郵便局に設けある爲替願書用紙に式の如く記載調印し爲替金及爲替料と共に先づ之を主務者に交付し後より爲替証書を受領すへし

第百卅五條 爲替証書は其の差出人より受取人又送付すべし

○郵便條例

百九十七

○郵便條例

百九十八

第百卅六條 爲替差出人へ其振出局に爲替金の返戻を請求するを得但爲替料へ返付せず

第百卅七條 爲替受取人其爲替証書又記載したる拂渡局にて爲替金を受取るに不便なるときは又爲替差出人其振出局に爲替金の返戻を請求するに不便なるときは驛遞局に其証書を納付して書換を請求し更に爲替金を受取るに便なる局に宛てたる証書を受るを得

第百卅八條 爲替金の拂渡及返戻は其爲替証書と引換又限るべし但郵便局に於て証人を要せるときは之を拒むへからず

第百卅九條 爲替受取人其爲替証書に式の如く記名調印すへ一爲替差出人爲替金の返戻を受るとき亦同

第百四十條 爲替報知書に記載せる諸件を明瞭又答へ能さる者へ其爲替金を受取るを得ず

第百四十一條 代人を以て爲替金を受取る者其爲替証書の裏面又委任文を記載し記名調印し且代人へ第百卅九條の手續をあすへし

第百四十二條 宗衙、社寺、會社に宛てたる爲替金を受取る時其爲替証書の裏面に官衙、社寺、會社の名稱を記し其印を捺し且之を受取る所屬人へ第百卅九條の手續をあす

○郵便條例

百九十九

○郵便條例

二百

へし

第一百四十三條 官衙、社寺、會社の受取るへき爲替金又して其官衙、社寺、會社の名稱を附記し其所屬人に宛てたるとき宛名人自ら受取る能はす又第一百四十一条より依る能はざるときは第一百四十二条より依るを得

第一百四十四条 官衙、社寺、會社若くい其所屬人の名を以て差出^{さしだ}したる爲替金の返戻^{へんかん}を受けるときはも第一百四十二条、第一百四十三条の手續よ依るへし

第一百四十五条 爲替証書の効用^{こうよう}ハ其証書の日附^{ひづけ}より百二十日を限りとす

第一百四十六条 効用を失ひたる爲替証書ハ差出人又は受取人より驛遞局に納付^{かうふ}し其書換^{かきかへ}を請求すへし

第一百四十七条 爲替証書の効用を失ひたる日より二ヶ年以内に其書換を請求せざるときは驛遞總監新聞紙を以て公告すへし○其公告の日より三ヶ年内^{かはせあやうしょ}ハ爲替証書の書換を請求するときは其爲替金十分一を手數料^{そうれう}として徴收すへし○其公告の日より三ヶ年を過るも尙を其爲替証書の書換を請求せざるときは其爲替金を沒入すへし

第一百四十八条 爲替証書を失ひたるとき又ハ汚班^{うしや}毀損^{をはん}し判明^{はん}ならざるときは差出人よ於て証人を立て驛遞局よ其事

○郵便條例

一百一

○郵便條例

二百二

由を証明し更々再度の証書を請求すべし

第百四十九條 爲替金を返戻し又は証書を書換へ或ひ再度の証書を交付するに其原証書と對する報知書を取戻したる後に限るべし

第百五十條 爲替証書乃書換又は再度の証書を請求するとときは更々相當の爲替料を納むべし但郵便遞送中より生じたる事故に因る者へ更に爲替料を納むるに及ばず○爲替證書の書換、及、再度の証書を同時に請求するも兩様の爲替料を納むるに及ばず

第百五十一條 再度の爲替證書を受領せし後前に失ひたる

爲替證書を見出したるときは之を驛遞局に納付すべし
第百五十二條 爲換資金の都合より爲換金の渡方順延するあるべし

第百五十三條 爲換證書又は報知書に失誤あるか或ひ其報

知書未達のときは爲換金の拂渡を延引すべし

第百五十四條 爲換金の受渡並屬する證書は證券印稅を納むるに及ばず

第百五十五條 郵便爲換事故を生じ損失を受ける者あるも驛遞局は之を償ふの責み任せす

第百五十六條 此章の規則又從む爲換金を渡したる後は其

○郵便條例

二百三

○地所質入書入規則

二百四

渡方又就き異議を唱ふるも驛遞局と其責又任す

第十三章

(以下全略)

郵便條例日用抄終

○地所質入書入規則

明治六年一月十七日

第十八號

先般田地永代賣買被差許候に付自今質入書入致し候節は左の規則の通り可相心得事

地所質入書入規則

第一條 金穀の借主(地主)より返済すへき證據として貸主

(金主)又地所と證文とを渡し貸主其作徳米を以て貸高の利息よ充候を地所の質入と云ふ

第二條 金穀の借主(地主)より返済すへき證據として貸主(金主)又地所と引當の證文のみを渡し借主の作徳米の全部又は一部を貸主又渡し利息よ充候を書入と云ふ

第三條 金穀の借主(地主)より返済すへき證據と玄て貸主(金主)又地所引當の證文のみを渡し借主より其利息として米又は金と拂ひ候ても亦書入と云ふ

第四條 地所を質入に致し候節は地券をも相渡し可申其年限の儀は三ヶ年を限るへし尤も三ヶ年以下期限取極候節

○地所質入書入規則

二百五

○地所質入書入規則

二百六

は勝手たるべく且年限取極候廉へ判然證文面よ記載致玄置可申事

但書入の儀又地券を相渡すよ及はす其年限長短共本文の限にあらずと雖とも雙方相對みて取極候年限は本文

同様證文面記載致玄置可申事

第五條 (明治十一年第七號布告を以て左の通り改正す)

質入又書入の地所期限に至り貸主借主相談の上金穀を返さずして地所を引渡候節は舊地主より金主へ可引渡旨別紙よ相認め其地の戸長加判の上金主より地券相添へ確認の證を可願出事

第六條 質入の地所は金主にて其地所耕作可致筈に付てハ

地租諸役とも總て金主にて可相勤事

但其段管轄廳へ届出證書可差出事

第七條 書入の地所の地主にて耕作致し候儀又付地租諸役

とも無論地主より可相勤事

但管轄廳へ届出よ不及候事

第八條 管轄違の者或同管轄と雖とも懸隔の地所を質

よ取候節に其現地の村町へ金主の名代人相定置其地租諸

役とも差支無之様可爲相勤事

第九條 (明治七年第六號布告を以て左の通改正す)

○地所質入書入規則

二百七

○地所質入書入規則

二百八

質入又へ書入證文は必其村町戸長の奥書證印を取る可
し其町村戸長役場より奥書割印帳を備へ置證文の奥書割
印を願出るときは帳面と證文とに番號を朱書し割印を押
し奥書を爲すへし若し戸長の奥書並に割印なき證文は質
入又へ書入の證據に不相成に付き右證文を以て訴出る
よ於ては負債主財產分散の時債主他の債主より對し先取の
特權を失ひ獨り質入又へ書入なら金穀貸借の處分と可受
事

但戸長不在の節と其旨を記し副戸長奥印調印すべし

第十條 (明治七年第五十二號布告を以て左の通改正す)

一ヶ所の地を二重三重に書入候儀は不相成候得共若し第
一番の金主へ引當に入れ置き候事を第二番の金主承知の
上みて地所代價の餘分を見込又其地所を引當に借添へ致
し候儀は不苦節も借主身代限の處分よ相成候節は右地所
糴賣の代金と以て先つ第一番の者へ元利の金數を引渡し
其餘金を以て第二番の者へ元利の金數を引渡し第三番以
下右より準し引渡可申若し糴賣の金高を以て先つ第一番の
金主へ元利の金數を引渡其餘第二番の金主へ引渡すへき
元利の金數不足するときは其不足の分を償ふと并み第三
番以下の金主より償ふとは平常引當なき債主に身代限 償

○地所質入書入

二百九

○地所質入書入

二百十

却の例々隨か外物品糴賣代價の内にて相當の割賦を以て
引渡可申事

但第二番の金主へ受取候證文へは地所代價の餘分を見
込借添候旨を書載可申事

第十一條 地所へ勿論地券のみたりとも外國人へ賣買質入
書入等致し金子請取又は借受候儀一切不相成候事

第十二條 (明治七年第五十一號布告を以て左之通改正す)
質入年季中天災よて地所流亡等其地の全形を失ふ至る
ときの地券を消滅する理に付貸主より借主に對し外地所
又の物品を代り質よ差入させ証文書換を求むることを得へ

し若し代り質よ差入るべき地所物品等之れなきときは訴
訟の末身代限りの處分よ及ふへく又池成野地成等より變換
し或は闕崩等の爲めに其地の幾分を失ふときは變換の摸
様及殘存の大小よ應し規則に基きて地券書換願出へた儀
又付若し其變換殘存の地は貸金石高の償を爲す足らざ
るを見込場合よ於ての貸主より債主に對し外地所又は物
品を増質よ差入させ証文書換を求むることを得へし若し增
質に差入へき地所物品等無之ときは是亦訴訟の末身代限
りの處分よ及ふべき事

但貸主相對示談は格別の事

○地所書入質入

二百十一

○地所書入質入

二百十二

第十三條 質入の地所年期中天災又は因り荒蕪と相成る貸主（金主）より起返の見込を定め借主地主承諾の証書を取り其管廳へ可願出尤も入費は借主より償ふべき事
但借主起返の入費を出すと能ひざるときに証書を以て其地所を貸主より引渡し可申尤も相對示談の處置は格別の事

第十四條 當今質入又は書入致し置年期中の分を總て前文規則に照準し當七月限り証文相改め可申事

右之通相定候事

明治六年百六十七號布告を以て第十五條を追加す

第十五條 是迄質入書入致置候分は前約の年期据置不苦尤証文面等前文規則に觸候廉へ總て相改可申事

明治七年第七十六號布告を以て第十六條を追加す

第十六條 従前取結ひたる質入書入の約定みて明治六年七月三十一日前より期限を過ぎりたる分より債主より於て貸金返済方より付延期の勘辨を加ふる者は來十月三十一日迄に其地所々管の長役場へ届出地所質入書入規則第九條より奥書割印を受くへる若し右日限内奥書割印を受すして後日其証書を以て訴訟に及ぶときは質入書入の証據にて相立さるに付裁判上糾賣分配の時は先取の權利を失ひ

○地所書入質入

二百十三

○地所書入質入

二百十四

質入書入なき貸借同様の處分以及ふべき事

内務省達明治七年五月二日

乙第三十三號

本年第六號公布地所質入書入規則第九條改正文中戸長の奥
書証印と戸長又は副戸長實印を爲押割印の戸長役場印を相
用候儀と心得此旨相達候事

但一役場印無之候へて彫刻申付け右出來迄の戸長實印
を換用可致事

明治十一年十一月廿五日

乙第七十八號

本年第三十二號公達中左の處分方心得の爲め相達候事

戸長職務の概目第五項に地所建物船舶質入書入並に賣買
に與書加印の事と有之右と七年當省乙第三十三號達の通
奥書証印は戸長の實印を押し割印は戸長役所印を相用ひ
若し數町村に戸長一員を置くときは其役所印の冠字は戸
長管理する處の各町村名を列記すべし

明治十六年六月八日

乙第二十九號

戸長印章の儀は八年第十號達判任官同様たるべき旨相達
置候處布告達によつて實印を押捺する分も自今官印を用ふへ

○地所書入質入

一百十五

○建物書入質

一百十六

し此旨相達候事

○建物書入質規則及賣買讓渡規則

第百十八號

諸建物書入質規則并^{はいり}賣買讓渡規則別紙の通相定候條來
る十二月一日より施行可致此旨布告候事

建物書入質規則(土地賣買讓渡規則第一條の末項の部參看)
第一條 金穀の借主又は預り主より返済すべき証據として
(貸主預け主)に對し引當となす所の建物の圖面と証文と
且戸長の公証を受けたる者と(貸主預け主)並渡し置きた

る建物を書入質と云

第二條 書入質と爲す建物自身所有の地所又建て在るとき
ハ書入質証文又自身持地の建物なると記入すべし又借
地に建て在るときは書入質と爲するもの其地主又請ひ其地
主をして貸地たるとを証するの奥書を爲さしむべし若し
借地の建物として地主の奥書なき証文ハ書入質の効なた
ム書入質なき借用証文と看做すべし

明治十年第六號布告を以て左の通り但書を追加す
但官有の借地に建て在るときは其所屬管廳に請ひて其貸
地たるとを証するム奥書を受くへモ

○建物書入質

一百十七

○建物書入質

一百十八

第三條 金穀の（借主預り主）より建物引當の証書と建物の圖面とを建物の在る地を管轄する戸長役場に差出一戸長の奥書割印を受くるとを公証と受くると云ふ

第四條 建物書入質の証文又添ふたる圖面中又書入質と爲す所の建物の圖又朱引朱字と爲し書入質の外なる建物の圖は墨引墨字と爲すべ（第一号書式を見合すべ）

第五條 戸長役場に於ては建物書入質記載帳を備へ置き証文の奥書割印を願出るときは其大旨を帳面又記入し而して帳面と証文とに番號^{ばんごう}と朱書し割印を押し奥書を爲し圖面又も同し番號を朱書割印を押へし若一戸長不在の節は

其旨を記し副戸長奥書割印すべし

第六條 建物を以て金穀借用又預りの引當と爲したる証文にて前條の規則に背^そ公証を受けざる者^ハ書入質の効なきに付書入質なれ（借用預り）証文と看做すべし

第七條（明治八年百九十九號布告を以て左の通改正す）

此規則施行以後建物書入質の借用証文又預り証文には必ず返済の期限を定むべ一若し其期限を定めざる者^ハ書入質の効なきに付書入質なれ（借用預）証文と看做すべし

第八條 此規則施行以前又契約したる建物質入又は引當の借用金穀又預り金穀にて返済期限の定めなれ証文を所

○建物書入質

一百十九

○建物書入質

二百二十

持するものは明治九年二月廿八日迄に金穀（借主預主）又
ハ其相續人に掛合此規則に従ひたる書入質の証文に改む
べし若し（借主預主）又ハ其相續人証文を改めざるとときは
明治九年四月三十日迄ニ建物の在る地を管轄する裁判所
ニ訴ふへし

但し明治九年四月三十日を以て訴人發途の期と定め其
訴人の住所又は寄留の地所と裁判所との距離每八里又
一日の猶豫（いとうよ）と與ふ

第九條 此規則施行以前に契約したる建物質入又ハ引當の
金穀借用証文又は預り証文を所有する者は返済満期ニ至

ふと至らざるとに論なく明治九年二月二十八日迄に金穀
(措主預り主)又ハ其相續人ニ掛合此規則ニ従ひたる書入
質の証文に改むべし若し(預り主借り主)又ハ其相續人証
文を改めざるとときは明治九年四月三十日迄に建物の在る
地を管轄する裁判所に訴ふへし

但書前同斷

第十條 建物在るの地を管轄する裁判所又於てハ原告人の
訴狀を受取たるとより三日内に裁判所より被告人の建
物の在る地の戸長に對しある報知狀を原告人ニ下付一速
ニ戸長ニ送達せしむべし右の報知狀にハ何(府縣)管下

○建物書入質

二百二十一

○建物書入質

二百二十二

(住居寄留)何某の訴訟に因り何大區何小區何番地の建物を書入質と爲す証文又公書すると差留むる旨を記載すへし而迄て其訴訟落着に至り一ときは公書の差留を解くとを速々戸長より報知すへし

第十一條 第八條及び第九條の規則より背だ明治九年五月一日以後に至り此規則施行以前に契約したる建物質入又は引當の金穀(借用預り)証文を所有する者は書入質の效なきよ付書入質なき(借用預り)証文と看做すへし

第十二條 一棟乃建物を二重三重に書入質と爲すことは嚴禁なれども若一第一番の金主へ書入質と爲一たるとを第二

番の金主承諾なれば建物代價の餘分を見込み又其建物を書入質に借添と爲すとを得べし尤借主身代限の處分よりときは右建物糶賣の代金を以て第一番の者へ元利の金數を引渡し其餘金を以て第二番の者へ元利の金數を引渡し第三番以下右に準じ引渡すべく若し糶賣の金高を以て先第一番の金主へ元利の金數を引渡し其餘金第二番の金主へ引渡すべき元利の金數に不足するときは其不足分のを償ふとは平常書入質なき貸主又身代限の償却の例に従ひ外物品糶賣代價の内みて相當の割賦を以て引渡すべし但し第二番の金主又渡し置く書入質の証文又は建物代

○建物書入質

二百二十三

○建物書入質

二百二十四

價の餘分を見込み借添たる旨を書載すべし

第十三條 書入質と爲したる建物焼失流亡等ふ至り志とさ
と建物の所持主又と代理人より遅くとも七日内其趣を
書面又記し戸長役場に届出づべし戸長役場ふ於ては建物
書入質記載帳の朱書番號に引合せ朱筆を以て點合を爲し
其傍又燒失流亡等の趣きを零記し年月日を記し戸長の實
印を押すべし(第三號書式を見合すべし)

第十四條 書入質の建物焼失流亡等ふ至りしどきは貸主よ
り借主み對し代り質を受取るとの求めを爲すとを得べし
若し借主代り質を出すとを肯はず又ハ出一能はざるどき

の借用金穀返済期限未満内と雖とも貸主より借主み對し
元利返済と求むるの訴を爲すとを得べし

建物賣買譲渡規則

第一條 自身所有の地に建て在る建物を賣渡し又ハ譲渡し
を爲さんと欲する者(賣渡譲渡)証文と圖面と戸長の奥
書割印を受可し又借地に建て在る建物の(賣渡譲渡)釋文
又ハ其地主も請ひ地主より貸主たるとを証するの奥書を
受けたる上にて戸長の奥書割印を受可し

明治十年第三十八号布告を以左の通但書を追加す

但官有の借地又建て在るどきハ其所屬管廳も請ひて其貸

○建物賣買譲渡

二百二十五

地たるとを証するの奥書を受くべし

第二條 建物の買受け又は譲受けを爲さんと欲する者は自身又の其代人建物の在る地の戸長役場に至り建物書入質記載帳を見合したる上其賣渡讓渡の証文を受取り然ちて後よ戸長役場より戸長又は副戸長の面前にて何大區何小區何番地の何番の建物を何某より(買受譲受)たる旨を書入質記載帳に記入し年月日并に苗字名を記し實印を押すべし(第四號書式見合すべし)(明治十年第六十號布告すべての下若し此手續を爲さざる云々の六十字を削除す故々畧す)

第三條 戸長役場より於て建物賣買讓渡証文の奥書割印を願

出るときは是亦建物書入質記載帳も記入すると及び証文に奥書一圖面も割印すると建物書入質規則第五條も準じ公証を與ふるの手續となすべし

第四條 書入質と成りくる建物を(買受譲受)たる者と其建物の書入質と爲りくる金數の償却を引受くべし但し(買受譲受人)よ於て其建物所有の權を抛棄するとは書入質の金數の償却を引受くるみ及ばず

第五條 第四條の場合より於て戸主の後を受たる相續人へ前戸主より譲受たる建物所有の權を抛棄すと雖も書入質の金數の償却を引受べし

○建物賣買讓渡

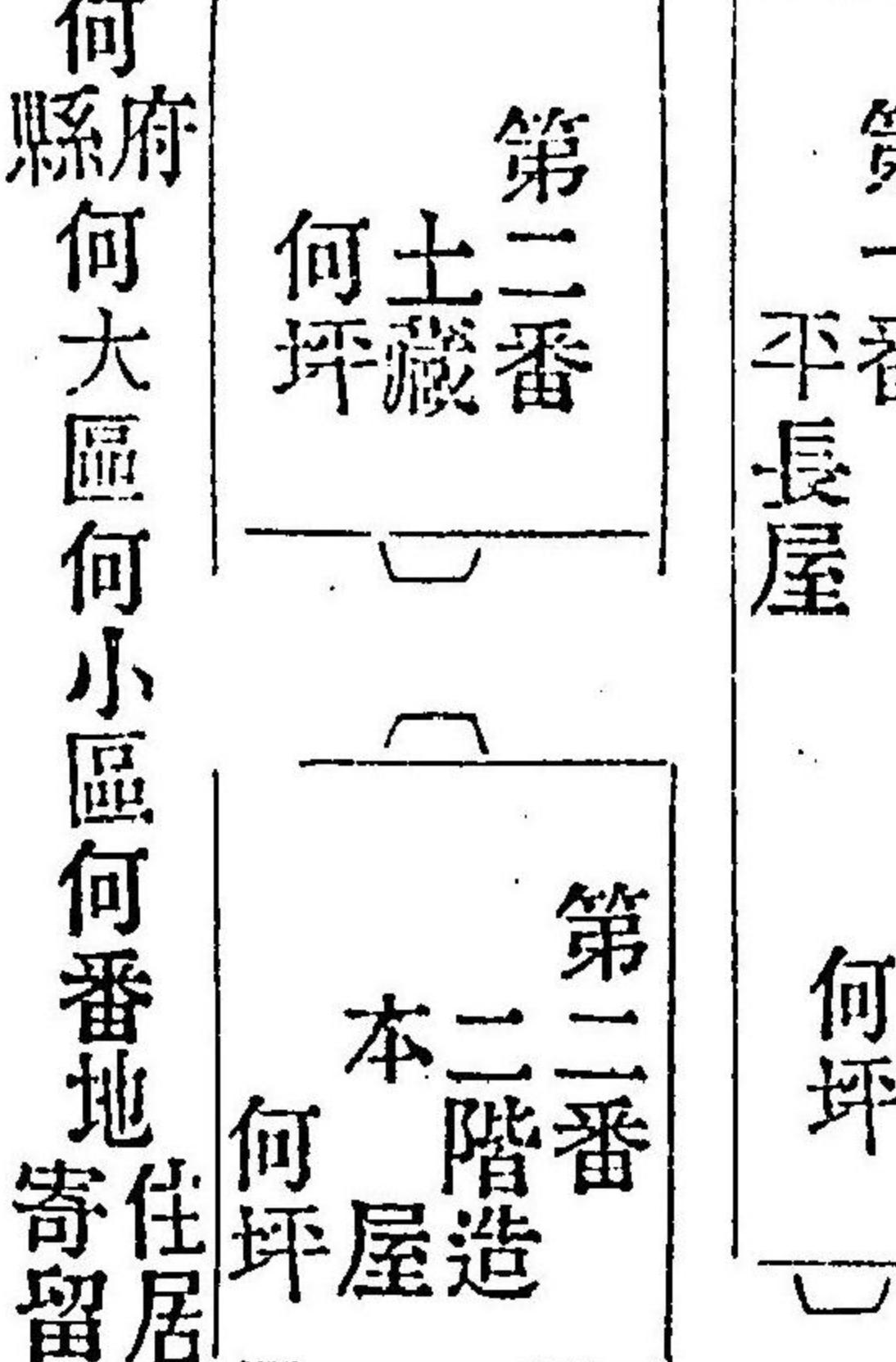
二百二十八

第一号 書式〔美濃紙〕大半紙又は右寸法に同じき紙を用
うべし

〔括弧内朱書〕

明治何年何月何日

書入質何大區何小區何番地建物



建物持主 何某印

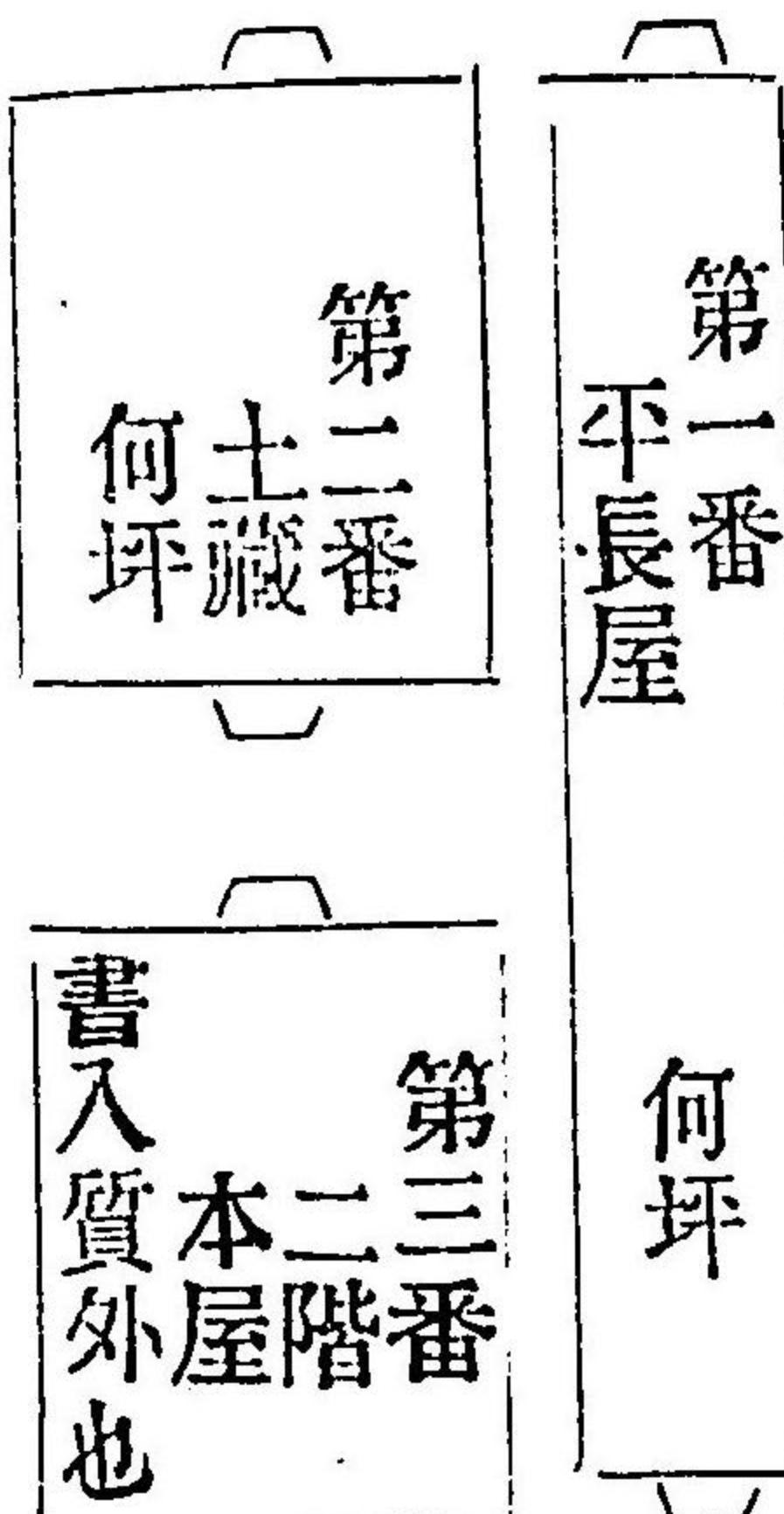
何某殿

べ置明寸外線も右下のはくをの建物
しきけを一の點と左上紙に引圖

第二號 書式〔若し一枚の紙よて狭きときへ何枚も繼
ぎ合せ繼目〕の裏に繼目印を押すべし

譬へば圖の如く朱
引の建物のみよて

明治何年何月何日書入質
何大區何小區何番地建物



何府何大區何小區何番地住居寄留

建物持主 何某印

何某殿

○建物賣買讓渡

二百二十九

第一番第二番合二
棟を書入質と爲す
どきへ其旨を証文
に記入し他の建物
は墨引みて書入質
の他なりと記し圖
面と共に質取主に
渡すべし(但圖面
の寫一枚を戸長役
場より出し置くべし)

譬へば圖の如き
朱引の建物を書き
入質と爲す時は
第一番より第三
番まで合三棟を
書入質と爲すと
を証文に記入し
圖と共に質取主
を渡し置くべし
(但し圖面の寫一
枚を戸長役場に
出し置くべし)

○建物買賣譲渡

一百三十

第三號書式

建物書入質記載帳に焼失
流亡等うちとを書込むの法

(建物書入質記載帳に焼失、
流亡等のとを書込むの法)

何號

何年何月何日

何大區何小區何番地何番の建物を
何某より何某に書入質と爲たり

「何年何月何日
燒失
亡」

卷之三

何年何月何日

A vertical strip of textured material, possibly leather or cloth, showing signs of wear and discoloration.

何年
卷之二

卷之三

第四号
書式
建物書入質記載帳に建物の買
受又は譲受のとを書込むの法

何年何月何日、何大區何小區何番地の何
賈受

何大區何小區何番地
寄留居

何某印

○建物賣買讓渡

二三十一

○訴訟用印紙

一百三十一

○民事訴訟用印紙規則

明治十七年一月廿三日

民事訴訟用印紙規則別紙の通制定し明治十七年四月一日より施行す

但明治八年（十二月）第百九十六号布告訴訟用
右施行の日より廢止す

耳專訛訛用目纓期貝

第一條 凡民事訴訟の書類は此規則に従ひ印紙を貼用する者とす

第二條 訴状より正本一通又付請求の金額若くは價額は應

レジ左の區別又隨ひ其受付の時に於て印紙を貼用すべし。

價額五圓まで

同貳拾圓少て

同七拾五圖まで

同上
五百五拾圓まで

同五百圓まで

同于圓之二

「貢之三事
同五千圓まで

○訴訟用印紙

○訴訟用印紙

二百三十四

同 五千圓以上ハ千圓まで毎に貳圓を加ふ

控訴又は上告に於ては右半額上告又は全額の印紙を加貼すべ
玄

第三條 人事其他金額又見積るべからざるものは三圓の印紙を貼用すべし其控訴上告又は加貼するは前條に同じ
但人事又は極貧の者として戸長の証書を所持する
者ハ裁判官に於て印紙の貼用を免することあるべし

第四條 左の書類に正本一通又付貳拾錢の印紙を貼用す
可し

答辨書、証據物寫、辨駁書、辨論書、上申書、陳述書等、証

人、鑑定人、評價人、引合人等の呼出を請求する願書、審判の延期を請求する願書、

第五條 左の書類には正本一通又付五十錢の印紙を貼用すべし

官吏の臨檢を請求する願書

財產差押又は物品公賣を請求する願書

執行命令書を請求する願書

身代限の處分を請求する願書

第六條 裁判言渡書の謄本を下付する時差出す受取書又は

其謄本一枚五錢其他の謄本を下付する時差出す受取書に

○訴訟用印紙

一百三十五

○訴訟用印紙

二百三十六

は其謄本一枚三錢の割合を以て印紙を貼用をべし

但裁判官渡書の謄本ハ一枚十二行一行十二字詰其他の

謄本ハ一枚二十行一行十八字詰とす

第七條 勧解よ於ては一件毎々勧解表よ署名の時貳拾錢の

印紙を貼用すべし

第八條 此規則に依り貼用したる印紙の代價を曲者より直
者に辨償にべきものとす

第九條 印紙の種類定價及び貼用方は布達を以て之を定む

第十條 印紙ハ管轄廳の許可を得たる賣捌所よ於て發賣せ
しむ其他よ於て賣買することを得ず

第十一條 官許賣捌所外に於て印紙を販賣したる者ハ二十
圓以上二百圓以下の罰金よ處し仍ほ現在の印紙を沒収す
其情を知て之を買取したる者ニ十圓以上百圓以下の罰金
に處し仍ほ現在の印紙を沒収す

第十二條 前條の規則を犯したる者ニ刑法の不論罪及び
減輕再犯加重數罪俱發の例を用ひす

太政官布達 明治十七年二月廿三日

第四號

今般第五号布告を以て訴訟用印紙規則制定候付印紙の種
類定價及び貼用方左之通之を定む

○訴訟用印紙

二百三十七

○訴訟用印紙

一百三十八

淡黒色印紙	壹枚	三錢
黒色印紙	同	五錢
赭色印紙	同	拾錢
茶褐色印紙	同	五拾錢
黄色印紙	同	拾錢
青色印紙	同	五圓
橙黃色印紙	同	拾五圓
綠色印紙	同	貳拾圓
嬌栗色印紙	同	壹圓

印紙の訴狀其他書類の正本を貼用し貼用者の印章を以て消印すべし

右布達候事

司法省告示

明治十七年三月五日

甲第一号

今般第五號布告を以て訴訟用墨紙規則廢せられ候に付て、
本年四月一日以後民事訴訟又は關し大審院又は裁判所へ差出
す書類は都て美濃紙又は之れと同尺度の紙を用ひ一枚二十
四行一行二十字詰具書すべきものとす
但訴訟入費の明治九年當省甲第五號達第一條第九條よ定
めたる割合より書類認料は一枚金貳拾錢翻譯料一枚
金四圓と相成る儀と心得べし

右告示候事

民事訴訟用印紙規則終

○訴訟用印紙

二百三十九

○證券印稅

二百四十

○證券印稅規則

第十一號

明治七年(七月)第八十一號布告證券印稅規則別冊の通改正
し明治十七年七月一日より施行す

但明治八年(七月)第一百二十號布告は同日より廢止す

右奉ニ 勅旨^ニ布告候事

明治十七年五月一日

太政大臣三條實美
大藏卿 松方正義

別冊

證券印稅規則

第一條 凡て財產^{ざいさん}の授受及び契約^{けいやく}の證明^{けいめい}用ふる証書帳簿

第一類

は此規則^{しきそく}循^{したが}ひ印紙^{いんし}を貼用すべし

第二條 証書帳簿^{ざいしょじょうほ}を分^{わかれ}て二類^{にるい}と爲し其稅率^{ぜいそつ}ハ左の如し

第一類

左^か掲^{かく}ぐる所の証書帳簿^{ざいしょじょうほ}ハ金高^{きんこう}の有無^{うむ}多寡^{たか}に拘^{からず}下
に定むる所の印紙^{いんし}を貼用すべし但當坐預り金引出小切手
ハ大藏省^{おおざな}に稅印^{ぜいん}の押捺^{おうあつ}を請ふことを得

一當坐預り金引出小切手 印稅 五 厘

一委任狀 同 同 一 錢 錢

一金高記載ある約定証文 同 同

一遺物^{せいいぶつ}証文 同

一跡式讓証文 同

○證券印稅

二百四十一

○證券印稅

二百四十二

一讓與証文

一錢

一期限を定めざる預り金証文 同 同 同 同

一錢

一耕地小作証文

一錢

一雇人請合狀

一錢

一金高記載ある諸物品預り証文 同 同 同 同

一錢

一金高記載なし諸物品借用証文 同

一錢

一地所家屋預り証文

一錢

一諸物品切手

一錢

一借地證文

一錢

一賣買仕切書

一錢

一保險証文

一錢

一諸會社株券

一錢

一送金手形

一錢

一金 錢通帳一年以内一冊み付同

一錢

一諸物品

一錢

一金 錢判取帳同

一錢

一結社約定書

一錢

但結社約定書に金圓授受貸借に係る條項ありて之が効力を確定する證書帳簿の金高記載なしと雖も第二類金高記載ある諸般の契約證書又準じ印紙を貼用する所は印紙を貼用すべし

べー

左に掲ぐる所の證書と金高五圓以上のものに限り下よ定むる所は印紙を貼用すべし

一營業又關する送狀

一印稅

一錢

一營業に關する請取書

一

一錢

右諸證書を通帳と爲すときは都て一年以内又付一錢の印

○證券印稅

二百四十三

○證券印稅

二百四十四

紙と貼用すべし

第貳類

左に掲ぐる所の證書は金高の多寡よ隨ひ下に定むる所の割合を以て印紙を貼用すべし但爲替手形約束手形ハ手形

用紙を用ふべし

一金錢借用證文

一地所賣買證文

一家屋記載ある諸物品預り證文

一金高記載ある諸物品借用證文

一諸物品賣買證文

一金錢定期預り證文

一金高記載ある諸般の契約證書

金高一圓以上二十圓未滿	印稅	一錢
金高二十圓以上五十圓未滿		二錢
金高五十圓以上百圓未滿		四錢
金高百圓以上百五十圓未滿		六錢
金高百五十圓以上二百圓未滿		八錢
金高二百圓以上三百圓未滿		十一錢
金高三百圓以上四百圓未滿		十四錢
金高四百圓以上六百圓未滿		二十錢
金高六百圓以上八百圓未滿		廿六錢
金高八百圓以上千百圓未滿		卅二錢
金高千百圓以上千四百圓未滿		卅八錢
金高千四百圓以上千七百圓未滿		四十四錢
金高千七百圓以上二千圓未滿		五十錢

○證券印稅

二百四十五

○證券印稅

一百四十六

金高二千圓以上二千五百圓未滿	同	六十錢
金高二千五百圓以上三千圓未滿	同	七十錢
金高三千圓以上三千五百圓未滿	同	八十錢
金高三千五百圓以上四千圓未滿	同	九十錢
金高四千圓以上	同	壹圓

右諸證書を通帳と爲すときは其附込見積金高より隨む下に定むる所の印紙を貼用すべし

金高百圓未滿

印稅 四錢

金高百圓以上總て諸証書稅率に據るべし

一金錢當坐預り証文

一質物預り書

札

金高一圓以上二十圓未滿

印稅 一錢

金高二十圓以上

印稅 二錢

右諸証書を通帳と爲すときは其附込見積金高に隨ひ下に定むる所の印紙を貼用すべし

金高百圓未滿

印稅 二錢

一荷爲替手形

四錢

一約束手形

一錢

金高五十圓未滿

印稅 一錢

金高百五十圓以上百圓未滿

同 二錢

金高百圓以上二百圓未滿

同 四錢

金高二百圓以上五百圓未滿

同 八錢

金高五百圓以上一千圓未滿

十五錢

○證券印稅

二百四十七

○證券印稅

一百四十八

金高貳千圓以上二千圓未滿

同 貳十五錢

金高貳千圓以上

同 五十錢

第三條 前條に掲ぐる所の証書帳簿と効用を同ふするものは其名稱に拘らず税率より照し相當な印紙を貼用すべし
第四條 印紙を貼用すべき証書帳簿にして第五條の手續に循ひ印紙を貼用せざるものは民事裁判上之を受理せず但處罰を受くる後印紙を貼用したるものハ此限ニ在らず

第五條 印紙は証書の差出入又ハ帳簿主ニ於て証書を授受の前帳簿ハ使用の前ニ貼用し証書帳簿記名の下ニ押捺する印を以て証書帳簿の紙面と印紙の彩紋とよかけて消印

すべし

む

第六條 印紙及び手形用紙の種類定價は布達と以て之を定ざれば之を賣捌くことを得ず

第七條 印紙及び手形用紙ハ官の許可を得たる賣捌所に非第八條 印紙を貼用すべき帳簿仕切書送り狀は主任官之を検査することあるべし

第九條 左ニ掲ぐる所の証書帳簿は印紙を貼用することを要せず

一官廳より差出す証書帳簿

○證券印稅

一百四十九

○證券印稅

二百五十

一官吏準官吏若くは布告布達又は達を以て定めたる議員
若くは公立學校病院より從事するもの各其職務に依て用
ふる証書

國庫金取扱所又は爲換方より官廳より差出す金に對する
抵當証書

の預り証書帳簿

一金員記載わる官廳よりの命令書に對し國庫金取扱所又

は爲換方より差出す請書

は爲換方より差出す 請書

一諸上納金又付國庫金取扱所又は爲換方より納入へ差出

す 請取証書

一罹災救助金獻金寄附金よ關し人民より官廳に差出す証

書

第十條 第二類の帳簿ちやうほの初丁へ附込見積金高及び使用期限みつもりきんたかを記載すべし

第十一條 証書帳簿に税率の異なるものを雜記するときは、各相當の印紙と貼用すべし

第十一條 印紙貼用済第二類の帳簿見積金高又は使用期限
の満ちたると凡は其旨該帳簿に記載し置主任官検査の節

○證券印稅

一百五十一

○證券印稅

一百五十二

之又撰印を受くべし

第十三條 前條の帳簿餘白ありて尙之を使用せんとするときは第十條の手續を以て更よ相當の印紙を貼用すべし

第十四條 第二類の帳簿見積金高未だ満たざるか又は期限未だ尽きざるに紙數尽きたるときは更に紙數を増加するとを得此場合に於てハ其帳簿初丁見積金高又は期限の側又其事由及び増加したる紙數を記載すべし

第十五條 証書帳簿又外國貨幣を以て員數を記載するときは内國の貨幣又改算したる金高を附記し相當の印紙を貼用すべし

第十六條 取換せ證書は双方とも相當の印紙を貼用すべし
第十七條 證書に副證書を附し又は裏書等を爲し本証書と効用を異にするもの若くも金高に増減を生ぜるものハ其副書又は其裏書又は就き更よ相當の印紙を貼用すべし

第十八條 此規則を犯し脱稅に係るものは處罰と受くる後

証書帳簿の受取人又て相當の印紙を貼用することを得
第十九條 印紙を貼用すべき證書帳簿に之を貼用せず若くも貼用不足する者及び手形用紙を用ひ若くも不足稅の手形用紙を用ひたるものは脱稅高二十倍の科料又は罰金又處す其證書帳簿を受取たるもの亦同じ

○證券印稅

一百五十三

○證券印稅

一百五十四

第二十條 第十八條の場合を除く外第五條の手續と據て消印を爲さず又は他の印を以て消印したるものは印稅高十倍の科料又は罰金に處す其證書帳簿を受取たるもの亦同じ

第二十一條 此規則を犯したる證書帳簿に請人證人として加印しする者は各正犯に係る科料罰金の半額に相當する科料又は罰金と處す

第二十二條 第八條の證書帳簿の検査を拒みたるものは二圓以上二十圓以下の罰金と處す

第二十三條 第十條及び第十三條を犯したる者は一二圓以上十

圓以下の罰金に處す

第二十四條 第十二條及び第十四條を犯したるものは一圓以上一圓九十五錢以下の科料と處す

第二十五條 第七條を犯したるものは所持の印紙^{若大}及び賣得金

を沒收し五圓以上五十圓以下の罰金に處す

第二十六條 前數條の罪を犯したるものに刑法の不論罪及び減輕再犯加重數罪併發の例を用ゐず

證券印稅規則 終

人民法律規則要書 終

○證券印稅

一百五十五

明治十七年十月廿一日御届
明治十七年十二月六日出版

定價三拾錢

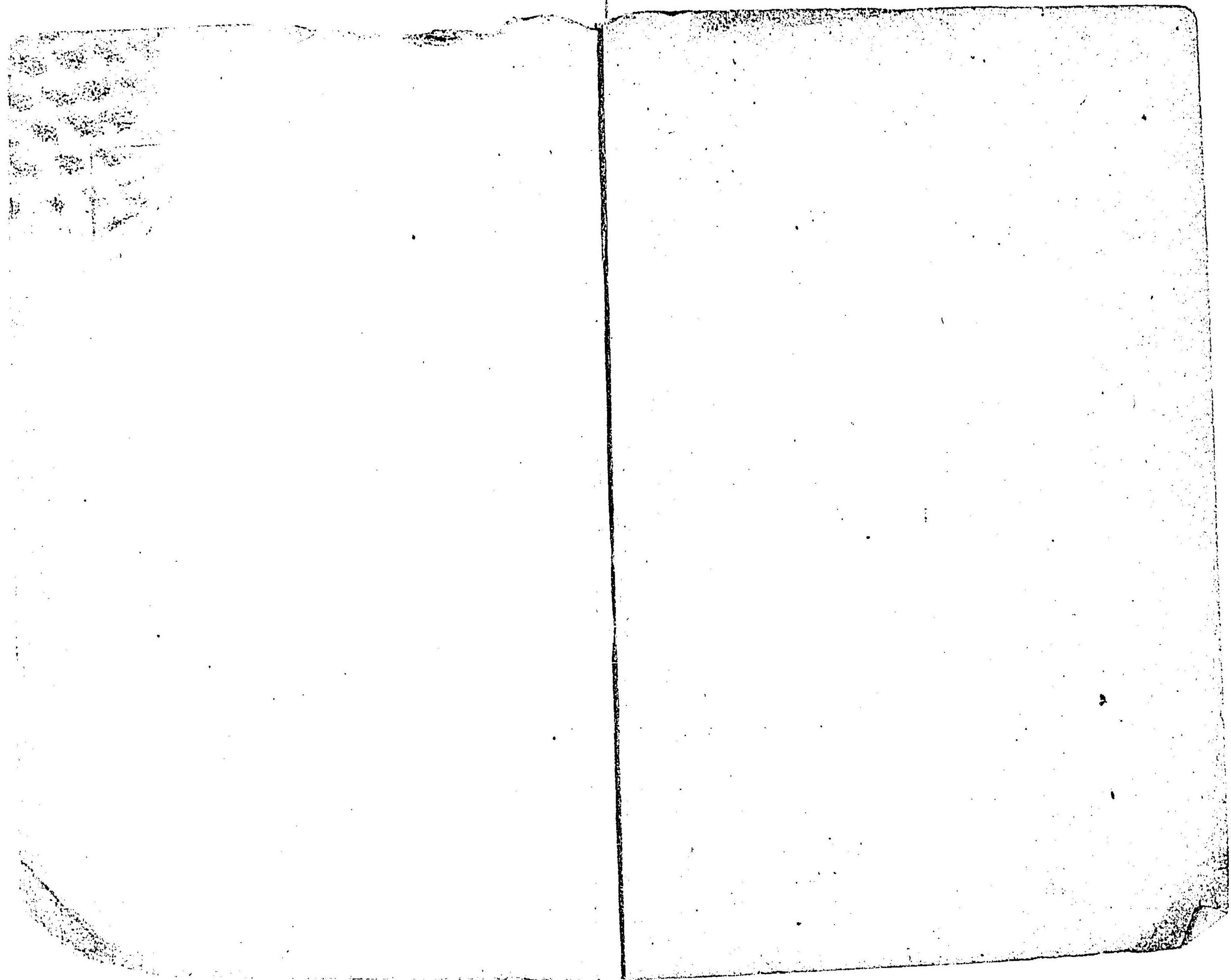
滋賀縣平民

編輯兼
出版人 福島幾太郎

大坂府南區末吉橋通
三丁目十五番地寄留

發兌元 駿々堂本店

大坂心齋橋北詰十五番地



新書門

類函部

禁電子式模写



031123-000-7

CZ-5-0118

法律規則要書

福島 幾太郎／編

M 1 7

BBC - 0946

